

国民年金第1号・第3号・任意加入 被保険者総数 (令和4年8月31日現在)	
島田市	13,354人
焼津市	20,491人
藤枝市	21,189人

# みなさんの 国民年金

令和4年10月発行			
島田市	Tel36-7191	焼津市	Tel626-1114
金谷南支所	Tel46-3566	大井川市民サービスセンター	
金谷北支所	Tel46-5612		Tel662-0545
川根支所	Tel53-4580	藤枝市	Tel643-3143
		岡部支所	Tel667-3413

## 国民年金への加入

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は全員が国民年金に加入します。  
国民年金の種別が変更になったら、年金記録をつなぐためにも忘れずに届出をしましょう。  
必要な書類などについては、届出先にお問合せください。

## 3市共同発行



## 加入の種別

種別	加入する人	手続きが必要な人・届出先など
第1号被保険者 下記2・3号以外の人 (いわゆる国民年金)	自営業・学生など	会社を退職した人(第2号だった人)、扶養を外れた人(第3号だった人)は、市国民年金窓口へ届出をしてください。 健康保険の切替え手続きもお忘れなく。
任意加入	60歳未満の未加入期間の加入を希望する60歳～65歳までの人など ※詳細はお問合せください。	任意加入を希望する人は、市国民年金窓口へ届出をしてください。
第2号被保険者 厚生年金・共済組合の人	会社員・公務員	勤務先が年金事務所に届出をします。 なお、国保に加入していた人は、市国保窓口にて保険の切替えの手続きをしてください。
第3号被保険者 上記第2号被保険者に 扶養されている配偶者	専業主婦などで、 会社員・公務員に 扶養されている配偶者	配偶者の勤務先が年金事務所に届出をします。 なお、国保に加入していた人は、市国保窓口にて保険の切替えの手続きをしてください。

## 付加年金で受け取る年金額を増やせます

国民年金第1号被保険者の人で、定額保険料(令和4年度は16,590円)に月額400円の付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が加算されて支給されます。

納めていただく付加保険料は、**月額400円**

支給される付加年金の年額は、**200円×付加保険料納付済月数**

例) 付加保険料を60か月納めた場合  
 納付した付加保険料 400円×60か月分=24,000円(総額)  
 受け取る付加年金額 200円×60か月分=12,000円(年額)  
 毎年12,000円上乗せされるので  
2年以上老齢基礎年金を受け取ればお得になります。  
 ※上記の付加年金額は、65歳から老齢基礎年金を受給した場合の年金額です。



- \* 申込みされた月からの加入になります。
- \* 国民年金基金に加入中の人は付加年金に加入することができません。
- \* 付加年金のみの加入はできません。定額保険料の納付が加入の条件になります。
- \* 付加保険料の納付を希望する人は、基礎年金番号またはマイナンバー(個人番号)のわかるもの、運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類をご持参のうえ、島田年金事務所または市国民年金担当窓口へお申込みください。

お問合せは 島田年金事務所 Tel 0547 - 36 - 2211 (自動音声案内 国民年金は2、年金給付は1⇒2を選択)

## 国民年金保険料の納付方法

国民年金保険料は、納付書による納付のほか、口座振替やクレジットカードで納付することができます。口座振替やクレジットカード納付を希望する人は、基礎年金番号のわかるもの(基礎年金番号通知書、年金手帳など)、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)、通帳またはクレジットカード、口座振替希望の場合は届出印をご持参のうえ、島田年金事務所または市国民年金担当窓口へお申込みください。申込みをされてから口座振替やクレジットカード納付が開始されるまで、2か月ほどかかります。令和5年度の口座振替やクレジットカード納付での前納は令和5年2月末までにお申込みください。口座振替やクレジットカード納付は、過去の未払分についてはご利用いただけませんのでご了承ください。

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除制度

令和2年2月(令和4年度申請分は令和3年1月)以降に新型コロナウイルス感染症の影響で所得が相当額程度まで下がった場合には、国民年金保険料の免除を受けることができます。日本年金機構のホームページより申請書類を印刷することができますので、記入のうえ島田年金事務所または市国民年金窓口にご提出ください。



焼津市  
「やいちゃん」

免除の申請書類は  
市国民年金窓口にも  
備え付けてあります

## 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人については、控除証明書が令和4年11月上旬頃日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された人については、令和5年2月上旬に送付されます。なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができます。詳しくは税務署にお問合せください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書見本  
(画像は令和3年度のレイアウトです)

## 島田年金事務所からのお知らせ

### 20歳になったら国民年金

- 20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の人等(国民年金第1号被保険者)は、国民年金に加入することが義務付けられています。
- 20歳になった人には、日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」や納付書等により、国民年金に加入したことをお知らせします。
- 若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、老後や病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。
- 原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。しかし、所得が低く保険料を納めることが困難な人のために保険料免除制度があります。

国民年金の納付方法や免除制度について、詳しくは二次元コードから動画をご覧ください!



島田市  
「ハルしろろ」

「二次元コードのURLはコチラ」

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

お問合せは 島田年金事務所 Tel 0547 - 36 - 2211 (自動音声案内 国民年金は $\boxed{2}$ 、年金給付は $\boxed{1} \Rightarrow \boxed{2}$ を選択)